

算定した患者又は著しく歯科診療が困難な者に対して訪問診療を行った場合に、当該訪問診療に基づき併せて歯冠修復又は欠損補綴（区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定した患者については、区分番号M029に掲げるものに限り、著しく歯科診療が困難な者については、区分番号M010、M011、M014、M015及びM017からM026までに掲げるものを除く。）を行った場合は、当該歯冠修復又は欠損補綴の所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

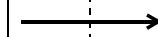
び同注5に規定する加算を算定する患者に対して、歯科訪問診療時に歯冠修復又は欠損補綴（区分番号M010、M011、M014、M015及びM017からM026までを除く。）を行った場合は、当該歯冠修復又は欠損補綴の所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

第1節 歯冠修復及び欠損補綴料

M001 歯冠形成（1歯につき）

【項目の見直し】

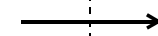
- 1 生活歯歯冠形成
ロ ジャケット冠
- 2 失活歯歯冠形成
ロ ジャケット冠



- 1 生活歯歯冠形成
ロ 非金属冠
- 2 失活歯歯冠形成
ロ 非金属冠

【注の追加】

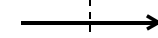
(追加)



注2 1のロについて、CAD/CAM冠のための支台歯の歯冠形成は、490点を所定点数に加算する。

【注の追加】

(追加)



注6 2のロについて、CAD/CAM冠のための支台歯の歯冠形成は、470点を所定点数に加算する。

M002-2 支台築造印象（1歯につき）

【点数の見直し】

22点 → 26点

M003 印象採得

【項目の見直し】

2 欠損補綴（1装置につき）
ニ ワンピースキャストブリッジ → 2 欠損補綴（1装置につき）
ニ ブリッジ

M003-2 テンポラリークラウン（1歯につき）

【点数の見直し】

30点 → 34点

M005 装着

【項目の見直し】

<p>2 欠損補綴（1装置につき） イ ブリッジ</p> <p>(1) ワンピースキャストブリッジ</p> <p> (イ) 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合 150点</p> <p> (ロ) 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合 300点</p> <p>(2) その他のブリッジ 70点</p>	→	<p>2 欠損補綴（1装置につき） イ ブリッジ</p> <p>(1) 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合 150点</p> <p>(2) 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合 300点</p>
---	---	--

【注の追加】

(追加) → 注1 区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠を装着した場合は、所定点数に相当す